

1 案件の名称

令和8年度「新修 滋賀県史 資料編1」印刷

2 案件の目的

滋賀県では県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、県民がその歴史を学ぶことに寄与するとともに、ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、子どもを含む後世の幅広い世代に県の歴史を伝え、また県内外や世界に向けて発信することを目的にあらたな県史編さんに取り組んでいる。

今回の印刷対象の「新修 滋賀県史 資料編1」はその最初の刊行物であるが、その印刷を適切な校正のもと確実にを行うことを目的とする。

あわせて、上記の県史編さん事業の目的から、県民等による県史購入を容易にすることについても目的とする。

3 納期

令和9年3月26日（金）

4 案件の内容

(1) 「新修 滋賀県史 資料編1」の印刷

ア 原稿の編集・校正

イ 県史の印刷・製本

判型：A5判 頁数：約950頁 装丁：上製本（箱なし）

表紙および本文：1色刷り（口絵はカラー） カバー：フルカラー印刷

印刷部数：750部

ウ 県史の納品

部数：550部およびPDFデータ（テキスト検索が可能なもの）

納期：令和9年3月26日（金）

納品場所：滋賀県立公文書館（滋賀県大津市京町四丁目1-1）

エ 県史の販売

部数：200部

納品しない県史について、県は今回の案件の印刷事業者（以下「事業者」という。）に無償で譲渡するものとし、事業者は企画提案書をもとに協議を行い決定した価格でこれを販売するものとする。

販売開始は、令和9年3月26日（金）とし、販売の期限は、県史の全ての販売を完了したとき、あるいは譲渡後15年経過日のいずれか早い日までとする。なお、販売にあたっては、インターネットを通じた購入申込ができるなど購入者の利便性に配慮し、現金書留での送金によらず購入できることが望ましい。

※予約販売の扱い：予約販売は事業者において受け付け、販売は200冊から充てる。予約受付にかかるPRは事業者において実施する。

5 その他注意事項

(1) 案件の実施にあたっては、県と十分に連絡を図り、円滑に運営すること。

(2) 案件の実施にあたっては、各種法令順守を徹底すること。

(3) 案件の実施により得た情報（個人情報を含む）等については、県に帰属するものとし、本案

件実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。

- (4) 受託者は本案件を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、案件終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、その都度、速やかに県と協議を行い、本案件を実施すること。
- (6) 成果物に係る著作権は本県に帰属するものとする。
- (7) その他、本案件の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議のうえ定めること。